令和元年度

第10回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

第10回 市川市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和2年1月10日(金)午後3時30分から午後4時30分
- 2. 開催場所 市川市役所仮本庁舎 4階 第2会議室
- 3. 農業委員 出席委員 9人

会長 10番 三橋 弘

委員 1番 小川治夫

2番 宮内純一

3番 岡本好夫

4番 石田まさ子

5番 石橋弘嗣

6番 伊藤公亮

7番 宇田川忠好

9番 石井利和

欠席委員 1人 8番 石井文夫

4. 農地利用最適化推進委員

出席推進委員 6人

1番 武藤 晃

2番 石井喜美江

3番 石井克己

4番 梶尾彌一

5番 大滝與鷹

6番 平田秀行

5. 議事日程

- 第1 議事録署名等委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 付託調査班(委員)の指名

>1 v -	1 4 1 - 1 1 4 - 1 2 2 2			
第4	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2	件
	議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	4	件
	議案第3号	特定農地貸付に係る市民農園の承認申請について	1	件
	議案第4号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について	2	件
	議案第5号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1	件
	議案第6号	特定生産緑地指定に係る意見について(回答)		
	議案第7号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について		
	報告第1号	農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出につ) \ \~	C
			3	件
	報告第2号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出に	こつし	いて
		事務局長専決分	3 0	件
	報告第3号	農地所有適格法人の報告について	1	件
	報告第4号	地目変更登記に係る回答について	3	件
	報告第5号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行ってい	る旨	量の

証明願について

5 件

報告第6号 農地の所有状況調査集計について

6. 農業委員会事務局職員

次 長 石井 啓友

主 幹 河﨑 学

副主幹 本多 浩章

7. 会議の概要

発 言 者	内容
議長	ただ今より、令和元年度 第10回 市川市農業委員会定例総会を開会いた
	します。
	本日の定例総会の出席状況でございますが、8番の石井文夫委員から欠席の
	連絡を受けております。
	農業委員10名中9名、推進委員6名中6名出席しております。
	委員の出席者が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律
	第27条第3項の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告い
	たします。
	それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。
	市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名等委員に
	つきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
举 目	フセッド F 乗のご接手具 C 乗の伊藤禾具にお願いします
議長	それでは、5番の石橋委員、6番の伊藤委員にお願いします。
	なお、本日の会議書記には、事務局職員の河﨑主幹、本多副主幹を指名い たします。
	たしまり。
	次に、来月分の付託調査班を指名いたします。
	農地関係は、第3班で、5番の石橋委員と6番の伊藤委員です。
	農政関係は、第1班で、1番の小川委員と2番の宮内委員です。
	なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいた
	します。
	 それでは、議案第1号から議案第7号までと、報告第1号から報告第6号
	までを議題といたします。

慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、2件ございます。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、今回の申請は、 2件でございます。

(1)、(2) は関連しておりますので、一括して説明させていただきます。 議案の1ページをお願いいたします。

申請受付日は、令和元年12月19日でございます。

申請地は大町で、(1)の地目は畑、面積は1,884平方メートルで、(2)の地目は畑、面積は132平方メートルです。

区域区分はいずれも市街化調整区域の農業振興地域内ですが農用地では ございません。

申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を図るため所有権の移転を するものでございます。

説明は、以上でございます。

議長

続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に 付託しております。

調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

議席4番

(1) と(2) は、関連しておりますので、一括してご説明いたします。 現地調査は、令和元年12月26日に農地調査班第2班と、区域1を担当 する農地利用最適化推進委員で行いました。

申請地は、市川市動植物園の南西側、概ね1.5キロメートルに位置しております。

譲受人は、主に露地野菜を栽培している兼農家の方です。

譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。

申請地におきましては、現況は露地畑で概ね良好な状態で管理されております。

取得後は、ネギなどの野菜を栽培するとのことでございます。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当思います。

報告は以上です。

議長

第2班から調査報告をしていただきました。

続きまして、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。

(1) と(2) は、関連しておりますので、一括してご説明いたします。 譲受人は、農業経営の規模拡大を図るため所有権の移転をするものでございます。

取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人の農作業 従事日数は250日、取得後の経営農地の面積においても、農業委員会が定 める下限面積の50アールを超えており、許可要件はすべて満たしておりま す。

以上でございます。

議長

事務局からの説明がおわりました。

それでは、これより質疑に入ります。

ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

議席1番

(2)の譲受人ですが、外3名というのは、皆さん家族ということでしょうか。

事務局

家族です。

議 長

ほかにご発言はありませんか。

各委員

なし。

議長

「なし」という声がございました。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、(1) について、お諮りいたします。

許可することに、ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可することに決 定いたします。

続きまして、(2) について、お諮りいたします。

許可することに、ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

議 長

「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可することに決 定いたします。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、4件ご ざいます。

事務局から議案の説明をお願いします。

事 務 局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、今回の申請は、 4件でございます。

議案の5ページをお願いいたします。

(1) の申請受付日は、令和元年12月17日でございます。

申請地は東国分で、地目は田、面積は525平方メートルです。

区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。

申請理由につきましては、資材置場を目的に所有権の移転をするものでございます。

続きまして7ページをお願いします。

(2) の申請受付日は、令和元年12月18日でございます。

申請地は柏井町で、地目は田、外1筆で、合計面積は1,050平方メートルです。

区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。

申請理由につきましては、駐車場を目的に所有権の移転をするものでございます。

続きまして9ページをお願いします。

(3) の申請受付日は、令和元年12月19日でございます。

申請地は堀之内で、地目は畑、面積は805平方メートルです。

区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。

申請理由につきましては、グループホームの建築を目的に使用貸借をするものでございます。

続きまして11ページをお願いします。

(4) の申請受付日は、令和元年12月19日でございます。

申請地は高谷で、地目は畑、94平方メートル、外、田が一筆で、合計面積は、2,288平方メートルです。

区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。

申請理由につきましては、駐車場を目的に所有権の移転をするものでございます。

説明は、以上でございます。

議長

続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第 2班に付託しております。

調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

議席3番

現地調査は、令和元年12月26日に農地調査班第2班の委員で行いました。

(1) ですが、申請地は、県立市川昴高校の北側、概ね300メートルに

位置し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著し い区域であることから、第3種農地と判断されます。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、隣接地との境界には、フェンス 及び鋼板土留を設置し、土砂等の流出を防除します。

また、雨水については、自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。 譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断されます。

続いて(2)の申請地は、リハビリテーション病院の東側おおむね400 メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当 しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第2種農地と判断されま す。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲に既設のフェンス を流用し、土砂等の流出を防除するとのことでございます。

また、雨水については、自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。 譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断されます。

続いて(3)ですが、申請地は、申請地は、北国分駅南東側、概ね300 メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、隣接地との境界には、フェンス 及びコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防除します。

また、汚水については、合併浄化槽にて処理し前面の側溝に放流、雨水については、雨水浸透桝にて抑制し、併せて前面側溝へ放流するものでございます。

譲渡人は、要望により使用貸借するものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基

準に適合することから、許可相当と判断されます。

続いて(4)ですが、申請地は、県立市川南高校北側、概ね10メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当 しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第2種農地と判断されま す。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、隣接地との境界には、コンクリートブロックを設置し、十砂等の流出を防除します。

また、雨水については、自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。 譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断されます。

報告は以上です。

議長

第2班から調査報告をしていただきました。

続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。

(1)ですが、譲受人は、千葉市稲毛区に本店を置き、主に不動産管理、 建築工事業を営む法人です。

申請地は、建築事業を展開していくにあたり、資材置場が必要になり、アクセスが良好であることから申請に至ったとのことです。

資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、自己 資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用について、でございますが、過去の状況を確認したところ、農 地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、 農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、令和2年2月10日から令和2年2月28日 となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

続いて(2)ですが、譲受人は、市内に居住する医療法人を経営している 方です。

現在、リハビリ利用者が増え、それに伴い送迎車を増やし、また、入居者 家族の訪問回数が増加したため駐車場の確保が必要となり、申請に至ったと のことです。

資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、自己 資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用について、でございますが、過去の状況を確認したところ、農 地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、 農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、許可有り次第着工し、着工後2週間となって おります。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

続いて(3)ですが、譲受人は、市内に居住する不動産賃貸業を営んでいる方です。

グループホームを計画するにあたり、住環境の観点からも市街化区域と同等の立地であることから申請に至ったとのことです。

資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、金融 機関からの借入金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用について、でございますが、過去の状況を確認したところ、農 地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、 農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査ご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、令和2年2月29日に着工し、完了は、同年9月26日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

続いて(4)ですが、譲受人は、市内に本店を置き、主に建築業を営む法 人です。

申請地は、事業所に近く、周囲に住宅もなく、事業拡大に伴い車両を駐留させる場所が必要となり、申請に至ったとのことです。

資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、自己 資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用について、でございますが、過去の状況を確認したところ、農 地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、 農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、許可有り次第着工し、完了は、許可後60日 となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

説明は、以上でございます。

議長

事務局からの説明がおわりました。

それでは、これより質疑に入ります。

ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

議席7番

(4) の駐車場ですが、出入口はどちら側になるのでしょうか。 近くに学校があるので、大型車の通行は厳しいのではないでしょうか。

事 務 局	出入口は駐車場の両側に設けますが、通常は学校の反対側の県道側の出入
	口を利用する予定です。
議 長	ほかにご発言はありませんか。
各委員	なし。
議長	「なし」という声がございました。
	議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、(1)につい
	て、お諮りいたします。
	許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
業	「田業わ」」しいることなざずいませので、人人、みで計画セルしいる会
議長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意 見を付して、県知事に送付することに決定いたします。
	元を打して、宗和事に因的することに次定いたします。
	続きまして、(2) について、お諮りいたします。
	許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意
	見を付して、県知事に送付することに決定いたします。
	続きまして、(3) について、お諮りいたします。
	許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意

見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

続きまして、(4) について、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意 見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

次に、議案第3号、特定農地貸付に係る市民農園の承認申請について、 1件ございます。

事務局から議案の説明をお願いします。

事 務 局

議案第3号、特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について、今回の申請は1件でございます。

議案の13ページをお願いいたします。

申請は、令和元年12月18日付けで、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律、第3条第1項の規定に基づき、特定農地貸付けについて、特定農地貸付規程等を添えて承認申請書が提出されたものでございます。

申請地は東国分で、地目は田、面積は240平方メートル、外9筆で合計面積は3、745平方メートルです。

区域区分は、市街化調整区域でございます。

説明は、以上でございます。

議長

続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第 2班に付託しております。

調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

議席3番

現地調査は、令和元年12月26日に農地調査班第2班の委員と区域5を

担当する農地利用最適化推進委員で行いました。

申請地、地図上部のなかよし菜園第2については、県立市川昴高校の北側、概ね200メートルに位置しており、また、地図下部のなかよし菜園第3については、県立市川昴高校の北側、概ね50メートルに位置しており現況は露地畑になっておりました。

区画数はなかよし菜園第2については、6区画を設定し、なかよし菜園第3については、44区画を設定し、一区画当たり、59.06平方メートルから130平方メートルとなっております。

現地調査の結果、周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼすことがない適切な位置にあると見込まれるとともに、周辺の農地利用に与える影響や利用者数を勘案し、妥当な規模であると判断いたしました。

また、借受者による農地の適切な利用を確保するため、見回りや必要な指導を行うことを確認しました。

以上のことから、適切かつ円滑な市民農園の運営が行われるものと認められるため、承認することが相当と判断いたします。

報告は、以上です。

議長

第2班から調査報告をしていただきました。

続きまして、特定農地貸付の承認要件に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明いたします。

審査に際し、特定農地貸付規程等の申請書類及び市との貸付協定により、 適切に管理運営の確保が見込まれるかについて、確認いたしました。

貸付規程に記載されている貸付条件等の主な事項としましては、貸付期間は5年、一区画当り1,000円から25,000円で、営利を目的として作物を栽培しないこと、貸付農地を転貸しないことなどとなっております。

また、借受者の募集は、立て看板及びチラシ等による一般公募で、選考の 方法は、開設者が先着順に借受者を決定することとなっていることから、相 当数の者を対象に定型的条件のもと行われることを確認しました。

また、貸付協定においては、借受者間の紛争の仲裁、騒音や病害虫の駆除、

路上駐車、堆肥の臭い等、周辺の住民や周辺農地に対して迷惑を及ぼさないよう規定されており、特定農地貸付の適正で円滑な実施を確保するため、有効かつ適切であると認められます。

以上のことから、今回の申請内容が特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に規定する要件に該当していることを確認いたしました。

説明は、以上でございます。

議
長
事務局から説明が終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

各委員なし。

議長「なし」という声がございました。

それでは、お諮りいたします。

議案第3号、特定農地貸付に係る市民農園の承認申請について、承認する ことに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議 長 「異議なし」ということでございますので、全会一致で承認することに決 定いたします。

> 次に、議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、 2件ございます。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、ご説明いたします。

議案書の15ページをお願いいたします。

令和元年12月6日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長

に買取申出をするために必要となる、生産緑地に係る農業の主たる従事者の 証明願が、2件提出されたものでございます。

説明は以上でございます。

議長

続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に 付託しております。

調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

議席7番

議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、調査 報告をいたします。

現地調査は、令和元年12月25日に農政調査班第4班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。

最初に(1)ですが、申請地は、大野町1丁目で県道松戸原木線旧料金所跡の東側に位置した1筆、2,648平方メートルの梨畑で、主に申出人が農業に従事していましたが、本年3月に病気を発症したことで、今後、農業に従事することが困難なことから、今回の申請に至ったとのことでございます。

申出人の農業従事日数は、年間280日で、農家基本台帳で確認いたしました。

このことから、申出人を、生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明 するのが相当と判断いたします。

続いて(2)ですが、申請地は、国分1丁目で県立市川昴高校の南側に位置した1筆、525平方メートルの露地畑で、主に申出人が農業に従事していましたが、平成28年に病気を発症したことで、今後、農業に従事することが困難なことから、今回の申請に至ったとのことでございます。

申出人の農業従事日数は、年間150日で、現地調査の際に申出人と同居する息子さんから確認いたしました。

このことから、申出人を、生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明 するのが相当と判断いたします。

報告は以上でございます。

議 長 第4班から調査報告をしていただきました。

それでは、これより質疑に入ります。

ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

各委員なし。

議長「なし」という声がございました。

議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、(1) について、お諮りいたします。

願出のとおり生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することに、 ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議 長 「異議なし」ということでございますので、全会一致で証明することに決 定いたします。

続きまして、(2) について、お諮りいたします。

願出のとおり生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することに、 ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議 長 「異議なし」ということでございますので、全会一致で証明することに決 定いたします。

> 次に、議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証願について、1件 ございます。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご説明い

たします。

議案書の17ページをお願いいたします。

相続人から租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、令和元年12月11日に、相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されました。

対象となる特例農地は、柏井町2丁目と北方町4丁目の農地2筆で、合計面積は1,710平方メートル、地目は畑と田ですが、現況はどちらも畑でございます。

なお、特例農地の相続開始は平成31年4月10日ございます。 説明は以上でございます。

議長

続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第 4班に付託しております。

調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

議席7番

議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、調査報告 をいたします。

現地調査は、令和元年12月25日に農政調査班第4班と地区担当の農地 利用適格化推進委員で行いました。

農業経営は、被相続人と妻、願出人夫妻の4名が農業に従事していました。 特例農地について願出人が相続し、引き続き農業経営を行っていくとのこ とです。

特例農地の状況ですが、柏井保育園の北側に位置した梅畑、762平方メートルと市川市市民プールの北側に位置した露地畑、948平方メートルで、どちらも適正に肥培管理されておりました。

調査班といたしましては、願出人を、相続税の納税猶予に関する適格者と して証明することが相当と判断いたします。

報告は以上でございます。

議 長

第4班から調査報告をしていただきました。 れでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

各委員

なし。

議長

「なし」という声がございました。

議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、お諮りいたします。

願出のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者として証明することに、 ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」ということでございますので、全会一致で証明することに決定いたします。

次に、議案第6号、特定生産緑地指定に係る意見について、事務局から議 案の説明をお願いします。

事務局

議案第6号、特定生産緑地指定に係る意見について、ご説明いたします。 議案書の18ページをお願いいたします。

令和元年9月25日付で、市川市長より生産緑地法施行規則第1条に基づきまして、指定対象農地が農地に該当しているか等について、農業委員会に意見を求められました。

それを受けまして、同年10月の定例総会で、令和元年度特定生産緑地現地調査計画を策定し、同年11月25日から12月11日まで農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様により現地調査を実施していただきました。

その結果についてご説明いたします。

議案第6号、別冊をご覧ください。

調査地区119地区、345筆、305,715㎡を調査していただきました。

市長より、求められる回答は、1、農地である、2、一部農地でない、3、

全て農地でない、の三通りでございます。

結果につきましては、1の農地であるが、327筆、2の一部農地でないが、18筆でございました。

3の全て農地でないは、ありませんでした。

筆ごとの詳細につきましては、1ページから10ページのとおりでございます。

説明は、以上でございます。

議

事務局からの説明が終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

各委員なし。

議長「なし」という声がございました。

議案第6号、特定生産緑地指定に係る意見について、お諮りいたします。 原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議 長 「異議なし」ということでございますので、全会一致で原案のとおり決定 いたします。

> 次に、議案第7号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、ご 説明いたします。

議案書の19ページをご覧ください。

農業委員会では、綱紀粛正について、これまでも周知徹底を図ってきたと ころであります。

我々農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会の一員として、法令に則り、適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っております。

このことに鑑み、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、申し合わせ決議を提案いたします。

- 1、法令に則り、農地制度を適正に運用すること。
- 2、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限及び、 同法第33条に規定する議事録の公表を適切に実施し、農業委員会の議事の 公正さを確保すること。
 - 3、個人情報保護を徹底すること。
- 4、研修の実施などにより、高い倫理観を維持し、法令遵守の徹底に努めること。

以上であります。

本案について、ご意見のある方は挙手をお願いします。

各委員

なし。

議長

「なし」という声がございました。

お諮いたします。

議案第7号、農業委員の法令遵守の申し合わせ決議について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」ということでございますので、全会一致で原案のとおり決定いたします。

以上で、議案の審議は終了いたしました。

次に、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について、3件ございます。

事務局より報告いたします。

事務局

報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について、3件ご報告いたします。

(1) から(3) は関連しておりますので、一括して説明させていただきます。

20ページをお願いします。

相続が発生した日は、平成30年12月10日で、相続人からは、令和元年12月17日に権利取得の届出があったものでございます。

農業委員会へのあっせん等の希望はございませんでした。 以上でございます。

議 長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第2号、農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出 について、12月の事務局長専決分が、30件ございます。

事務局より報告いたします。

事務局

報告第2号、農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について、ご説明いたします。

21ページをお願いいたします。

農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決 しましたのでご報告いたします。

今回の報告は、令和元年12月2日から同年12月27日までに届出があったものでございます。

農地法第4条の届出は15件、21筆、5, 272.63平方メートルで ございます。

また、第5条の届出につきましては、15件、15筆、4,326.00 平方メートルでございます。

第4条と第5条を合せますと、30件、36筆、転用面積は、

9,598.63平方メートルでございます。

内訳につきましては、22ページから27ページとなっております。 以上でございます。

議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第3号、農地所有適格法人の報告について、1件ございます。 事務局より報告いたします。

事務局

報告第3号、農地所有適格法人の報告について、ご説明いたします。 28ページをお願いいたします。

農地所有適格法人の報告は、農地法第6条第1項の規定に基づきまして、 毎年、事業の状況などを農業委員会に報告しなければならないとされており ます。

また、同法施行規則第58条第1項では、この報告は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、農業委員会に所定の事項を記載した報告書を提出しなければならないとされております。

そこで、今回報告書を提出しました当該法人が、農地法第2条第3項に掲げる農地所有適格法人の要件を満たしているかを確認しましたので、ご報告いたします。

事業年度は平成30年10月1日から令和元年9月30日で、報告日は、 令和元年12月6日となっております。

この法人は、松戸市に主たる事務所を構え、法人形態は株式会社、事業の種類はネギ苗等の生産です。

報告書を精査いたしました結果、売上高、構成員、業務執行役員等、前年 同様、今回の報告も要件を満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第4号、地目変更登記に係る回答について、3件ございます。 事務局より報告いたします。

事 務 局

報告第4号、地目変更登記に係る回答について、3件ご報告いたします。

29ページをお願いいたします。

(1)は、令和元年11月21日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会があったものでございます。

土地の所在は、本行徳の2筆、合計面積は511平方メートルで、市街化 調整区域に位置しております。

登記簿の地目、田から、雑種地に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。

本件に係る申請状況としましては、転用許可申請等は提出されておりません。

そこで、事務局職員による現地確認後、令和元年12月4日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき、非農地と回答し、その他参考事項として、現況は、駐車場及び一部残土置場と回答したものでございます。

続きまして(2)は、令和元年12月3日付けで、千葉地方法務局市川支 局登記官から照会があったものでございます。

土地の所在は、高谷の3筆、合計面積は320平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。

登記簿の地目、田から、雑種地に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。

本件に係る申請状況としましては、転用許可申請等は提出されておりません。

そこで、事務局職員による現地確認後、令和元年12月4日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき、非 農地と回答し、その他参考事項として、現況は、工場敷地と回答したもので ございます。

続きまして(3)は、令和元年12月18日付けで、千葉地方法務局市川 支局登記官から照会があったものでございます。 土地の所在は、湊新田の1筆、面積は22平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。

登記簿の地目、田から、公衆用道路に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。

本件に係る申請状況としましては、昭和62年7月10日に農地法第5条に基づき、宅地敷として転用許可を受けております。

そこで、事務局職員による現地確認後、令和元年12月23日に農地調査 班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の 説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき、非農地と回答し、その他参考事項として、現況は、宅地敷と回答したものでございます。

以上でございます。

議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第5号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行って いる旨の証明願について、5件ございます。

事務局より報告いたします。

事務局

報告第5号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨 の証明願について、ご報告いたします。

議案書の32、33ページをお願いいたします。

本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、相続税の納税猶予の継続届 出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による、引き続き農業経営を行っている旨の証明書の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものです。

今回の報告といたしましては、令和元年11月26日から、同年12月 17日までに申請がありました、5件について、現地調査を行い、申請内容 に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。

以上でございます。

議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第6号、農地の所有状況調査集計について、事務局より報告いたします。

事務局

報告第6号、農地の所有状況調査集計について、農地の所有状況調査集計がまとまりましたのでご報告いたします。

議案書の34ページをご覧ください。

農業委員会では、毎年8月1日現在の農家の世帯及び農地の状況調査を行っておりますが、農地基本台帳に登載されますこれらの調査内容をもとに、 農業委員会が発行している証明や農業諸施策の基礎資料として役立てております。

なお、農地基本台帳における登載対象でございますが、市川市に住所を有 していること、現況農地を10アール以上所有、又は耕作している世帯でご ざいます。

別紙2ページをご覧ください。

令和元年8月1日現在の調査集計の概要をご説明いたしますと、農家戸数は730戸、前年に比べると5戸の減となっております。

自作地の面積では、前年度比137,891平方メートルの減、貸付地の面積では、前年度比4,490平方メートルの減となっており、合計で、142,381平方メートルの減となっております。

説明は以上でございます。

議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。 これで、令和元年度、第10回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。 以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 三橋 弘

委 員 石橋 弘嗣

委 **伊藤** 公亮